

狛江市章の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市章（以下「市章」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(市章)

第2条 市章とは、狛江市章の制定について（昭和45年告示第35号）に定める市章をいう。

(使用の申請)

第3条 市章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、狛江市章使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 市の主催又は共催で行う事業
- (2) 教育委員会の主催又は共催で行う事業
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条に規定する使用条件に照らして適否を審査し、狛江市章使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付すことができる。

(使用条件)

第5条 市章を使用することができる条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市のPRに寄与するものであること。
- (2) 市の品位を損なわないものであること。
- (3) 公益に反し、又は反するおそれがあるものではないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
- (5) 自己の商標、自己の意匠とすること等、独占的に使用するものではないこと。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認めること。

(承認事項の変更等)

第6条 第4条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、あらかじめ、狛江市章使用内容変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、狛江市章使用内容変更承認通知書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条及び第9条の規定に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (2) 前条第2項の規定により審査し、変更が不相当と認めるとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、狛江市章使用承認取消通知書（第5号様式）により使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認を受けて作成した物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、前項の規定による措置により使用者に生じた損害について、一切その責を負わない。

(使用料)

第8条 市章の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が別に定める運用マニュアルに適合すること。
- (2) 承認を受けた用途のみに使用すること。

(事故、苦情等の処理)

第10条 市章の使用に関し、事故、苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(作成物等の提出)

第11条 使用者は、市長が作成物及び使用結果報告を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(庶務)

第12条 市章の使用に関する庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

狛江市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市市制施行50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別表のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、狛江市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 市の主催又は共催で行う事業
- (2) 教育委員会の主催又は共催で行う事業
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条に規定する使用条件に照らして適否を審査し、狛江市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認の期間は、ロゴマークの使用の許可を受けた日から令和3年3月31日までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による承認に条件を付すことができる。

(使用条件)

第5条 ロゴマークを使用することができる条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市のPRに寄与するものであること。
- (2) 市の品位を損なわないものであること。
- (3) 公益に反し、又は反するおそれがあるものではないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
- (5) 自己の商標、自己の意匠とすること等、独占的に使用するものではないこと。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認めること。

(承認事項の変更等)

第6条 第4条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、あらかじめ、狛江市市制施行50周年記念ロゴマーク使用内容変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、狛江市市制施行50周年記念ロゴマーク使用内容変更承認通知書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条及び第9条の規定に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 前条第2項の規定により審査し、変更が不相当と認めるとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、狛江市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（第5号様式）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認を受けて作成した物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、前項の規定による措置により使用者に生じた損害について、一切その責を負わない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が別に定める運用マニュアルに適合すること。
- (2) 承認を受けた用途のみに使用すること。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークの使用に関し、事故、苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(作成物等の提出)

第11条 使用者は、市長が作成物及び使用結果報告を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(庶務)

第12条 ロゴマークの使用に関する庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

基本デザイン



令和2年3月24日
庁議資料

狛江市章 運用マニュアル



内容

1. 市章	- 2 -
(1) 狛江市（市章）の歴史	- 2 -
(2) 運用マニュアルの作成	- 2 -
(3) 市章デザイン	- 3 -
(4) レギュレーション	- 4 -
(5) 禁止事項	- 5 -
(6) 既存のツール	- 5 -
2. キャッチフレーズ編	- 6 -
(1) キャッチフレーズ	- 6 -
(2) キャッチフレーズ組合せ例	- 7 -

1. 市章

(1) 狛江市（市章）の歴史

昭和 45（1970）年 3 月に、市となるための人口要件が 5 万人から 3 万人に緩和される地方自治法の改正特例法が施行されました。当時の狛江市は、昭和 40（1965）年から 45 年までの 5 年間で、約 4 万人から約 6 万人へと人口が急増しており、この特例法の施行をきっかけにして、市制施行の実現に向けて大きく動き始めました。狛江市議会では推進委員会を置き、狛江市役場内でも準備委員会や市制担当の部署を配置するなど、市制施行のための準備が急ピッチで進められました。

その準備の一環で、市制施行についての町民アンケートの実施や広聴会を開催し、広く町民の意見を聞いたところ「市制施行に伴って市章（市のシンボルマーク）を作った方がよい」との声が寄せられ、市章を制定する契機となりました。

図案は町民から募集し、「狛江市の特性を表わし将来都市としての飛躍発展を象徴するもの」をテーマに、応募を呼び掛けました。寄せられた作品数は 136 点。応募作品は、専門家や町長などで構成される審査会にかけられ、入選作品に幡野徳治さん（岩戸南）の作品が選ばれました。こうして、昭和 45 年 10 月 1 日、狛江市から「狛江市」の誕生とともに、まさに狛江市民の手によって市章が制定されました。



こまへの題文字の「こ」を図案化し、中央の白い部分の流線は、多摩川の流れを表現しています。

図案全体として制定当時、新都市の発展途上にあつた狛江市にふさわしい斬新なデザインとなっています。

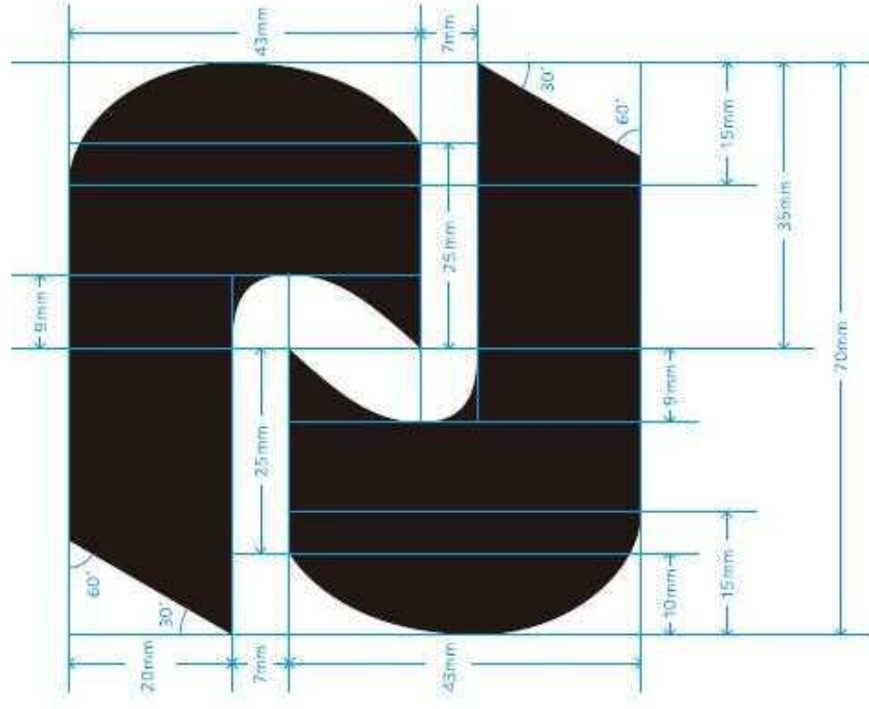
この市章は、市旗をはじめとして、様々な刊行物等で運用されるなど狛江市の内外に向けて、狛江市の象徴としての役割を担っています。（市ホームページより一部抜粋）

(2) 運用マニュアルの作成

市制施行 50 周年を迎えるに当たり、長きにわたり渉外担当として活躍してきた市章について、今後も安定的かつ効果的に運用を続けることを目的に、基準を設けることとしました。カラー（マーク色）を指定し、使用時の禁止事項を定めることより、一体的な運用を推し進めるとともに、統一感を持たせることで、より一層の狛江市のブランドイメージの強化を図ります。

(3) 市章デザイン

新たに市章を使用する場合は以下の分解図に従います。



市章分解図

(4) レギュレーション

■推奨カラー：緑・青・黒 ■クリアスペース：下記の余白を確保 ■最小使用サイズ7mm

※その他のカラーでデザイン性を高めるもの、クリアスペースや最小使用サイズについて視認性を損なわないものは使用可能です。
※市章の使用申請・承認などは、「狛江市章の使用に関する要綱」に基づいて適正に運用してください。

■推奨カラー



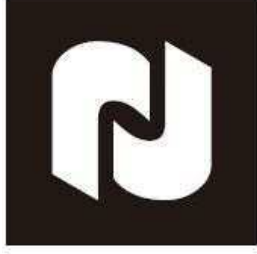
緑
C70+Y100
PANTONE 361C



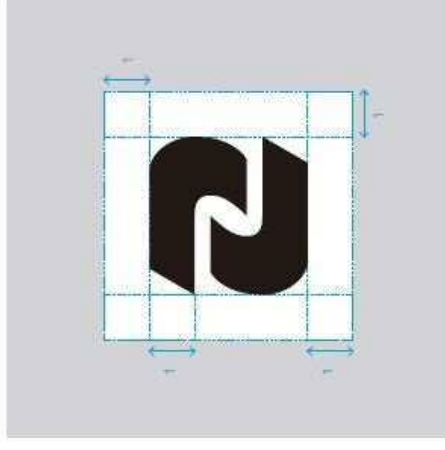
青
C100+M40
PANTONE 3005C

■白抜き

背景が黒・暗色の場合の表景



■クリアスペース ※下記の余白を確保してください。



■最小使用サイズ



(5) 禁止事項

ここに示すのは市章の誤った表示例です。このような使い方は市章のもつ視認性を損なう恐れがあります。市章の不適切な使用・変形・加工は避けてください。



(6) 既存のツール

現在使用しているツールについては、本マニュアルの禁止事項に該当しても使用の継続が可能です。ツールの更新や新たな作成の際に、本マニュアルを守って作成してください。

2. キャッチフレーズ編

(1) キャッチフレーズ

狛江市では市制施行50周年を迎えるとともに、新たな基本構想として「狛江市第4次基本構想」を策定しており、令和2（2020）年度は計画期間の初年度となります。

基本構想にある将来都市像「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」はこれまで狛江市の将来都市像として掲げてきた「私たちがつくる水と緑のまち」に込められた想いを引き継ぎ、更に成長・充実させていくという想いを込めて市民、議会及び行政が一体となってその実現を目指すこととされており、そのキャッチフレーズは市章又はロゴマークと組み合わせて使用するものとなります。

〈キャッチフレーズ〉 ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～

〈ボディコピー〉

◇狛江市のより良い未来を描いていくためには、市民同士のつながりをはじめとして、商店街や学校、団体、そして行政など、地域を支える様々な人々と**狛江市民**が『ともに』連携・協力することで、**農商工業を通じた活気やにぎわいが共存し、笑顔があふれるまち**を『創っていく』という想いが込められています。

◇**地域のコンパクトさ**から生まれる顔と顔見える関係性や絆から生まれる、「狛江らしい」、「狛江ならではの」の『文化』をより一層大切にすることで、**狛江に愛着や誇りを持ち続けられるまち**を目指していくという想いが込められています。

◇**豊かな自然に囲まれ、落ち着いた住環境**でありながら、都心に近く利便性が高い狛江市は、多摩川に代表される狛江の貴重な『水と緑』の財産を大切に守り、潤いや安らぎを与えてくれる自然を、暮らしの中に活かすことで、**安心していつまでも住み続けられる水と緑のまち**を次世代に引き継いでいくという想いが込められています。

〈指定フォント〉

HG丸ゴシックM-PRO

(2) キャッチフレーズ組合せ例

■ 狛江市章+キャッチフレーズ



ともに創る 文化育むまち
～水と緑の泊江～



ともに創る 文化育むまち
～水と緑の泊江～

※キャッチフレーズを併せて表記する場合は、令和2年4月1日から使用するツールに限りです。

令和2年3月24日
庁議資料

狛江市市制施行50周年記念ロゴマーク 運用マニュアル



内容

1. 市制施行50周年記念ロゴマーク	- 2 -
(1) ロゴマーク	- 2 -
(2) レギュレーション	- 3 -
(3) 運用方針	- 4 -
(4) 禁止事項	- 4 -
(5) 使用例	- 5 -
2. キャッチフレーズ	- 7 -
(1) キャッチフレーズ	- 7 -
(2) キャッチフレーズ組合せ例	- 8 -

1. 市制施行50周年記念ロゴマーク

(1) ロゴマーク

市制施行50周年を記念する気運醸成と狛江市の愛着をより深めることを目的として広く市の内外から公募しました。その結果、応募総数226作品から、芸術の専門家等で構成する選考委員会を経て最優秀作品を決定しました。

作者が作品にかけた想いは「記念すべき『50』の数字は狛江市の『狛』の漢字をモチーフとし、音符風のツノをつけることで、『音楽のまち』のたのしさを表現しました。狛江は『水と緑のまち』であるので、ブルーとグリーンの色を使用。『50+狛』をシンボル化することで、誰が見てもわかりやすく、多方向展開もしやすいマークを心がけました。」です。

今後はこのロゴマークの運用に当たり市民や団体、行政等が一体となって狛江市のさらなる発展のために、その思いをつなぐ必要があります。



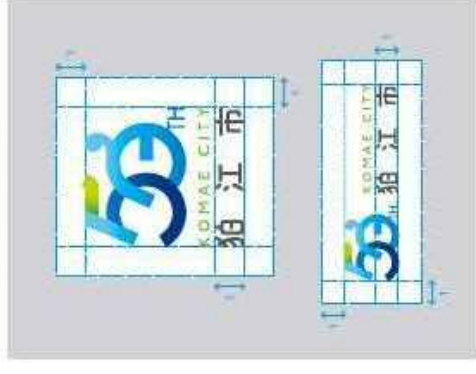
(2) レギュレーション

■カラー：下記のとおり ■クリアスペース：下記の余白を確保 ■最小使用サイズ 18mm・7mm

※クリアスペースや最小使用サイズについて視認性を損なわないものは使用可能です。

※市制施行 50 周年記念ロゴマークの使用申請・承認などは、「狛江市市制施行 50 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱」に基づいて適正に運用してください。

■クリアスペース ※下記の余白を確保してください。



■最小使用サイズ



■カラー表現



※黒色の「50」は、
「50」は黒色で、
「KOMAE CITY」
「狛江市」は、
任意の色を指定し、
黒色と併用する
ことが可能です。



(3) 運用方針

- ① 様々なツールにロゴマークを積極的に利用し、50周年記念の気運醸成に努めること。
- ② できるだけカラーで運用し、やむを得ず単色で使用する場合は視認性を損なわないよう留意すること。
- ③ ロゴマークの使用期間は令和3年3月末とすること。
- ④ 禁止事項については以下の内容を参照とすること。

(4) 禁止事項

ここに示すのはロゴマークの誤った表示例です。このような使い方はロゴマークのもつ視認性を損なう恐れがあります。ロゴマークの不適切な使用・変形・加工は避けてください。



マニュアル規定
以外のカラー表示
(単色印刷の場合は除く)



比率の変形



位置や大きさの変更



角度の変更



シャドーの加工



視認性の低い背景
との組み合わせ



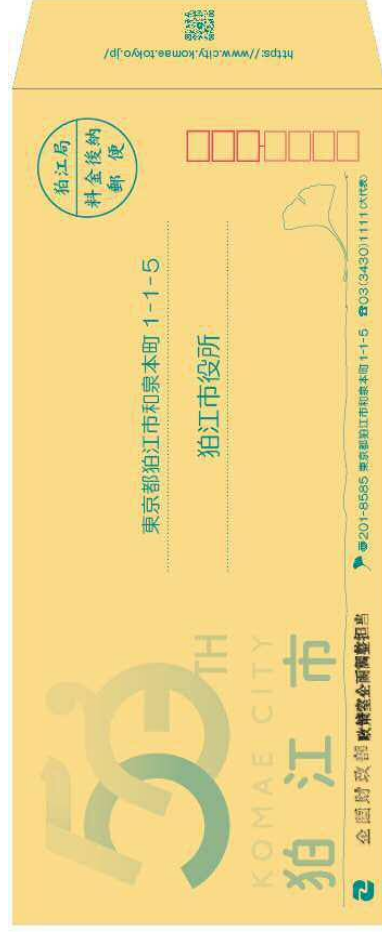
特定の図形で囲む

(5) 使用例
 <名刺>



<封筒①>

専門家に依頼した場合等、一体的なデザインとするための必要な仕様については本マニュアルの適用外とすることができます。



〈封筒②〉

東江署
KOMAE CITY
警察署
POLICE STATION

窓口封筒

狛江市役所
〒201-8565 狛江市御前町1-5 TEL.03(3430)1111(特号) 03(3430)1128(庶務) FAX.03(3430)0997
ホームページ <https://www.city.komae.tokyo.jp/>

国際交流センター
〒201-8565 狛江市御前町1-5 TEL.03(3430)1111(特号) 03(3430)1128(庶務) FAX.03(3430)0997
ホームページ <https://www.city.komae.tokyo.jp/>

RUMIEN
RUMIEN 株式会社
〒201-8565 狛江市御前町1-5 TEL.03(3430)1111(特号) 03(3430)1128(庶務) FAX.03(3430)0997
ホームページ <https://www.city.komae.tokyo.jp/>

ハッピーテラス
〒201-8565 狛江市御前町1-5 TEL.03(3430)1111(特号) 03(3430)1128(庶務) FAX.03(3430)0997
ホームページ <https://www.city.komae.tokyo.jp/>

ピンクの引継センター
〒201-8565 狛江市御前町1-5 TEL.03(3430)1111(特号) 03(3430)1128(庶務) FAX.03(3430)0997
ホームページ <https://www.city.komae.tokyo.jp/>

ELハウジングカンパニー
〒201-8565 狛江市御前町1-5 TEL.03(3430)1111(特号) 03(3430)1128(庶務) FAX.03(3430)0997
ホームページ <https://www.city.komae.tokyo.jp/>

03-3488-8181

03-3488-5655

狛江のことなら「コマエリア」 <https://www.komaseria.com>

〈広報・新聞など〉

第216号
令和2年2月15日

KOMAE CITY
狛江市

こまえ市議会だより

編集：議会運営委員会 / 発行：狛江市議会
〒201-8565 狛江市御前町1-5 TEL.03(3430)1111(特号) 03(3430)1128(庶務) FAX.03(3430)0997
ホームページ <https://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/49.html>

2. キャッチフレーズ

(1) キャッチフレーズ

狛江市では市制施行50周年を迎えるとともに、新たな基本構想として「狛江市第4次基本構想」を策定しており、令和2（2020）年度は計画期間の初年度となります。

基本構想にある将来都市像「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」はこれまで狛江市の将来都市像として掲げてきた「私たちがつくる水と緑のまち」に込められた想いを引き継ぎ、更に成長・充実させていくという想いを込めて市民、議会及び行政が一体となってその実現を目指すこととされており、市制施行50周年はその実現に向けた契機とするため、そのキャッチフレーズは市章又はロゴマークと組み合わせで使用するものとします。

〈キャッチフレーズ〉 ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～

〈ボディコピー〉

◇狛江市のより良い未来を描いていくためには、市民同士のつながりをはじめとして、商店街や学校、団体、そして行政など、地域を支える様々な人々と**狛江市民**が『ともに』連携・協力することで、**農商工業を通じた活気やにぎわいが共存し、笑顔があふれるまち**を『創っていく』という想いが込められています。

◇**地域のコンパクトさ**から生まれる顔と顔見える関係性や絆から生まれる、「狛江らしい」、「狛江ならではの」の『文化』をより一層大切にすることで、**狛江に愛着や誇りを持ち続けられるまち**を目指していくという想いが込められています。

◇**豊かな自然に囲まれ、落ち着いた住環境**でありながら、都心に近く利便性が高い狛江市は、多摩川に代表される狛江の貴重な『水と緑』の財産を大切に守り、潤いや安らぎを与えてくれる自然を、暮らしの中に活かすことで、**安心していつまでも住み続けられる水と緑のまち**を次世代に引き継いでいくという想いが込められています。

〈指定フォント〉

HG 丸ゴシックM-PRO

(2) キャッチフレーズ組合せ例

■ 狛江市制施行50周年記念ロゴマーク+キャッチフレーズ



ともに創る 文化育むまち
～水と緑の狛江～



ともに創る 文化育むまち
～水と緑の狛江～

※キャッチフレーズを合わせて表記する場合は、令和2年4月1日から使用するツールに限ります。